代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

１　代理人の有無

（１）　有　　　　　（代理人有りの場合）

代理人　　住所

氏名

　　　（２）　無

※この場合の「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の

１０の特別代理人のことを指します。

特に該当がない場合は、「無」に○をつけてください。

◇地方自治法

第260条の8　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されてい

　　　　　　ないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、

代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は

検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。